

ただいま議題となりました議案第54号宇部市体育施設条例中一部改正の件について、付託されました文教民生委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、本議案については全会一致をもって、本日お手元の委員会審査報告書に記載のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

議案第54号宇部市体育施設条例中一部改正の件については、本市が保有する施設の稼働状況を踏まえ、効率的な管理運営を図るため、勤労者総合福祉センターを体育施設に変更するものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、勤労者総合福祉センターであるサンライフ宇部及びパルセンター宇部を体育施設に変更する理由をただしたところ、現在、両施設はスポーツやスポーツレクリエーションでの利用が主な状況である。体育施設として広く周知し、一体的な管理が可能になるため、変更するものであるとのことでした。

また、これまで勤労者福祉の施設として、スポーツ以外の利用があったが、こちらは継続されるのかただしたところ、継続して利用可能であるとのことでした。

さらに、利用料金の額は体育施設条例に移行することで変更があるのかただしたところ、当面現在の額と変更はないとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

よろしく御審議くださるようお願いし、文教民生委員会の報告を終わります。